

【ロシア】資本逃避対策法の施行

海外立法情報課 小泉 悠

* 経済危機の深刻化により、企業や資本家はロシアから資金を引き揚げる資本逃避の動きを活発化させている。これに対して、海外に名目上の拠点を置くロシア企業などに対してもロシア政府が課税することを目的としたロシア連邦税法典の改正法が施行された。

1 法律の背景

ロシアでは、企業や投資家等が資産を税率の極端に低い外国（キプロスなどのいわゆる「タックス・ヘイブン」）に移すなどしてロシア政府の課税を回避する、資本逃避（capital flight）が問題となってきた。特に 2008 年に世界金融危機が発生すると、ロシア経済の悪化に伴って資産価値が減少することを恐れた企業や投資家が資本を一斉に外国へ移す動きが生まれ、1 年間で 1336 億ドルもの資本が流出したと見られている。ロシア中央銀行によると、その後、資本逃避はある程度減少したものの、2012 年には 539 億ドル、2013 年には 610 億ドルがロシアから流出した。

さらに 2014 年、ウクライナ危機を巡る経済制裁、国際的な原油価格の下落、通貨ルーブルの下落によってロシア経済が危機的な状況に陥ると、再び資本逃避は増加した。ロシア中央銀行は 2014 年の資本逃避額を 1280 億ドル、ロシア財務省は 1550 億ドルと推定している。

このような巨額の資本逃避はロシア政府の税収を減少させ、経済危機をさらに悪化させるという悪循環を生む。

このため、資本逃避対策の一環として、2014 年 11 月 24 日連邦法第 376 号「ロシア連邦税法典第 1 編及び第 2 編（外国企業を管理する者及び外国組織の収入に対する課税に関する部分）の改正について」（以下「資本逃避対策法」という。）が制定され、2015 年 1 月 1 日から施行された（注 1）。

2 法律の概要

資本逃避対策法は、実際はロシア企業でありながら本拠地をタックス・ヘイブンに置いている企業やその所有者への課税を最大の目的としている。

そこで資本逃避対策法では、ロシア連邦税法典第 2 編第 3 章第 4 節に第 25.13 条を新設し、ロシア連邦の課税対象者（企業又は自然人）がロシア連邦の課税対象外の組織を管理している場合、「外国企業を管理する者」（以下「外資管理者」という。）と位置付けた（第 1 項）。また、法人格を持たない外国組織であったとしても、ロシア連邦の課税対象である組織又は自然人が管理していれば、同様に外資管理者と認定される（第 2 項）。したがって、企業の名目上の本拠地が外国であっても、実質的な管理者がロシア政府の課税対象であれば、当該企業もロシア政府から

課税されることになる。

実質的な管理者と認定する際の要件については、次のいずれかを満たす者と規定されている（第3項）。

- 当該組織に対する出資比率が25%以上である法人又は個人
- 当該組織に対する出資比率が10%以上である法人又は個人（当該組織に対する出資の50%以上がロシア連邦の課税対象者によるものである場合）

ただし、以上の条件は2015年に限って適用される時限的措置であり、2016年以降は、出資比率が50%以上の法人又は個人が一律に外資管理者に認定される。また、この出資比率は、配偶者や未成年の子による出資も合算して算出される（第4項）。

その一方、当該の企業が営利を目的とせず、株主（出資者）に対して利益の配当を行っていない場合や、ロシア連邦及びユーラシア経済同盟加盟国の法令によって特別に非課税対象と認められた組織である場合等については、課税の対象とならない（第6項）。

3 課税方法と罰則

具体的な課税方法については、資本逃避対策法によって新設されたロシア連邦税法典第25.14条が規定している。

これによると、ロシア連邦の課税対象者が外国の組織に対して出資した場合又は外資管理者となった場合、その者が所在又は居住する地域の税務機関に対して当該の事実を定められた期限までに申告しなければならない。申告の期限は、外国企業に対して出資を行った場合は1か月以内、外資管理者となった場合は翌年の3月20日までとされている。申告は専用の様式を使用し、インターネットを使用して行うことを基本とするが、書面による申告も妨げない。

申告を行った者のうち、年間の利益が5000万ルーブル（注2）以上の者が課税対象となる（資本逃避対策法第3条第2項）。また、課税対象となる利益の下限は段階的に引き下げられ、2016年からは3000万ルーブル以上、2017年からは1000万ルーブル以上となる。税率は、課税対象が法人の場合は利益の20%、自然人の場合は13%と規定されている。

以上の納税義務に従わず、課税額の全部又は一部を支払わなかった場合には、追徴課税が行われる。追徴課税額は、上限を10万ルーブルとして不払いの税額の20%であるが、2015年から2017年の期間は追徴課税を実施せず、2018年から実施する。

注（インターネット情報は2015年1月20日現在である。）

(1) Федеральный закон от 24.11.2014 № 376-ФЗ. О внесении изменений в части первую и вторую Налогового кодекса Российской Федерации (в части налогообложения прибыли контролируемых иностранных компаний и доходов иностранных организаций).

<<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201411250003>>

(2) 2015年1月20日時点の対円レートは、1ルーブル＝約1.82円である。